

令和6年度 湯沢雄勝広域市町村圏組合 障がい者活躍推進計画実施状況の公表

令和6年度における湯沢雄勝広域市町村圏組合障害者活躍推進計画に基づく取組の実施の状況について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年6月30日

湯沢雄勝広域市町村圏組合 管理者 佐藤 一夫

機関名	湯沢雄勝広域市町村圏組合
任命権者	管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
評価年度	令和6年度
目標	
① 採用に関する目標	<p>○採用に係る手続きにおいて、希望する配慮の内容を申し出ることが可能であること等、障がい者を念頭においた募集を行う。 →職員採用がなかったため、該当事項はなかった。</p> <p>○障がい者雇用の推進に関する適正な理解を促進する。 →採用担当課において、今後の採用に向け、雇用における障がい者差別の禁止と合理的配慮の提供は義務であるとの認識を共有した。</p> <p>○障がいに関する理解促進・啓発のための研修資料等を配布する。 →職員採用がなかったため、該当事項はなかった。</p>
② 定着に関する目標	<p>○なし →なし</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備について	<p>○障がい者雇用推進者として総務財政課長を選任する。 →実施している。</p> <p>○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。 →職員に障がい者がいないため、該当事項はなかった。</p> <p>○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内LAN等を利用することにより周知する。 →職員に障がい者がいないため、該当事項はなかった。</p>

<p>2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○身体障がい等により業務遂行が困難であるなどの相談があった場合は、関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出、職場環境の整備等について検討する。</p> <p>→職員に障がい者がいないため、該当事項はなかった。</p>
<p>3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価制度による面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>→職員に障がい者がいないため、該当事項はなかった。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 <p>→職員採用がなかったため、該当事項はなかった。</p>
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への役務等の発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>→令和6年度の発注はなかった。</p> <p>○人口動態や社会環境などの変化へ柔軟に対応できるよう、計画期間内であっても必要に応じて本計画の適宜見直しを行っていくものとする。</p> <p>→計画見直しの要因はなかった。</p>